

# 苦 情 申 立 書

平成29年 5月15日

(あて先) さいたま市長 殿

郵便番号  
住 所  
申立者 商号又は名称

(ふりがな)

(ふりがな)

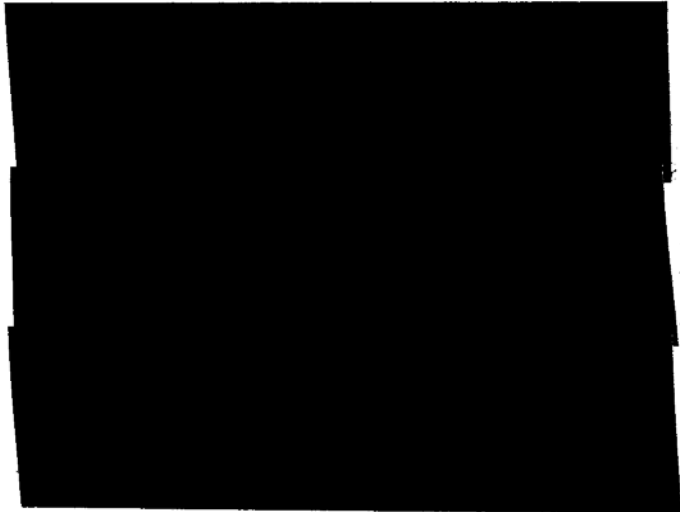
代 表 者

電 話 番 号

F A X 番 号

(ふりがな)

担 当 者 氏 名



次のとおり苦情申立てをします。

<p>苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置</p>	<p>さいたま市立病院新病院建設工事</p>
<p>苦 情 の 内 容</p>	<p>上記入札において貴市技術審査委員会にて、当特定共同企業体にて作成した技術提案資料に対する [REDACTED] 先般、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱第12条第1項及び第2項に基づき技術評価点に関する照会を行い、技術提案を行った各項目について口頭および説明請求回答書にて説明いただきましたが、説明内容に不服があるため、苦情申立てをいたします。</p>
<p>苦情の内容の根拠 となる事項</p>	<p>口頭および説明請求回答書にて説明いただいた評価点及び評価に至った理由等について不服がありますので、別紙1、2に記載の内容について説明および回答を求めます。</p>

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 ( 可 否 )  
(公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認



苦情の内容およびその根拠となる事項について

弊社JVは平成28年11月30日の入札公告以降、全社を挙げて心血を注ぎ、技術提案資料の作成にあたって参りました。

今般の入札結果を受け、貴市より主に技術提案資料に対する評価について、説明をいただいて参りましたが、改めて弊社JVが貴市に説明および回答を求める事項は下記の通りでございます。

記

1. 技術提案に関する評価について

ア) 総合評価方式に係る入札説明書 p.11(3)技術提案④において「各評価項目における工夫の見られる提案に対する加点は1提案1点とします。」と記載されております。

弊社JVは提案にあたって検討を重ねたうえで、これまでの経験に裏打ちされた技術や全国的にも先進的な技術を含んだ工夫のある提案を作成したと自負しております。

「工夫が見られる提案に対して加点する」との評価軸は非常に曖昧であると言わざるを得ず、弊社JVの提案に対して工夫が見られないとご評価いただいた具体的な判断理由について、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

イ) 弊社JVは他事例の経験も踏まえ、本件工事においては病院の関係者様と工事現場が一体となって工事を進めることがとても重要であると考えております。

市の職員様の作業が必要となる弊社JVの提案については、総合評価方式に係る入札説明書 p.11(3)技術提案「⑨・その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの」に該当し、第三者との協議・調整が必要である提案であるため評価対象外とされました。

しかしながら、市の職員様を第三者と考えることは理解し難く、病院関係者様をはじめとする市の職員様が弊社JVの取り組み姿勢をご理解いただければ必ず実現できるものと考えており、不適切な提案にはあたらないと思料いたしますので、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

また、上記の評価軸があるのであれば、入札説明書やガイドラインにおいて具体的に説明すべき内容であると思料いたします。

ウ) 上記ア)、イ)に該当しない項目についても、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

2. 入札結果公表までの経緯について

今回の入札においては、3月16日に開札が行われ、4月26日に結果が公表されました。開札結果に基づき低入札価格調査を実施するために落札が保留となり、弊社JVは3月17日に低入札調査に係る書類の提出しております。

入札説明書p.59落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格(3)によれば、「落札の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、前記(2)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。」との記載があります。

[Redacted text block]

落札者決定についての発表が遅延した理由として、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(厚生労働省所管)に係る内示が得られなかったためとの説明を受けましたが、その旨について、遅くとも4月17日の落札決定日に説明があつてしかるべきと思料いたします。また、同内示が得られていないために落札決定について発表出来なかったのであれば、4月26日時点でも内示が得られた状況になく、発表された理由や背景について説明を求めます。

以上

項目名	様式	評価項目	弊社JV提案項目	工事ご担当課評価		説明請求回答書による説明	苦情申立て内容および根拠
				口頭による説明	評価点		
			同一敷地内での建築工事経験者の配置を評価				
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。		説明請求は行わず		工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。		説明請求は行わず		工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
			各種システムを使用し、打設精度の向上を図る点を評価				
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。				設計図で要求している充填率：全体90%、エリア75%以上に対し弊社は、独自技術により全体95%、エリア90%以上の充填率を想定しております。これは一般的な内容と評価されるのは許容できません。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。		説明請求は行わず		工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。				設備機器のおさまりを検証するのは一般的ですが、他社設計の本件においてBIMを利用して費用と手間をかけ三次元での検証を行うことは、一般的な内容ではございません。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。		説明請求は行わず		工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。		説明請求は行わず		工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
			工機運送時の「ヤリガ」計画が具体的に、実効性がある点を評価				
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。				地盤アンカー工法の施工範囲は、図案-4に記載しており、本工法は工期短縮の点では7日の余裕が生じ、かつ、土工事量が削減できることでダンプトラック約400台分の配入が不要なため、工事費への影響がなく、環境への配慮も併せて実施する。既設物リスクについては、他の積算書でも実績のあるリスクについてはほとんどございません。なお、地盤アンカーは敷地外でのイアラフ工事等への影響はありません。よって「工費削減および工期短縮について効果的な提案に至っていない」との局所的な判断をお断りいたします。また、仮設スロープは消込本組工事に影響が少ない別箇所分で造成する計画(図案-4参照)であり、病院本館の地下層体工事でも仮設スロープを活用して荷役きやードを確保できるため、工事全体の敷地確保や工期遅延への懸念に対しては全く問題がなく、参考仮設計画よりも合理的な提案であると考えます。
			一般的な提案 (工夫がないが適切な提案) と判断。				モデルルームAについて、設計図書に記載の設置場所(本館1階)にてなるべく早期に施工し、モノ決め後材料期間を確保する提案は一般的な内容と考えますが、弊社JVの提案は、特に設置時期を確保するだけでなく、着手時期を6か月前倒ししているため、医師の先生方や看護師の使い勝手、医療機器やカメラとの交渉、協議、決定に十分な時間を確保する提案です。よって本提案は将来の病院の使い勝手に配慮した非常に重要な提案であり、一般的な内容の提案ではございません。

項目名	様式	評価項目	新JV提案項目	評価点	口頭による説明	説明請求回答書による説明	苦情申立て内容および根拠
					周辺へのワルグを行うのは当然のことであり、一般的な提案と判断	周辺へのワルグを行うのは当然のことであり、一般的な提案と判断	発注後工事着手前に近隣のご関係者へ工事内容のご説明をいたしました。工事への懸念事項をお聞きすることは一般的ですが、入札前の技術提案作成時にこのようにリアレンジを行うことは一般的ではないと考えます。一般的と評するのであれば、費用における他事例を具体的に示さなければなりません。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					具体的な提案であり、柔軟性がある点を評価	-	-
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
					解体工事中に車両搬送を先行する案は、解体工事車両動線（未提示）や掘削文化財調査結果による車両搬送への影響を考慮し、履行されない恐れがあると判断（評価対象外）	説明請求は行わず	提案中の【STEP1】図に記述の通り、解体工事や掘削文化財調査の車両搬送は確保できず、掘削文化財調査への影響は与えられません。万が一影響があった場合でも、新築工事時の歩行者やサイクリスト動線に与える影響を、掘削期間に亘って低減するメリットは多大であると考えます。
					駐車台数を減じる案を懸念（評価対象外）	安全指向に事与する提案であるが、駐車台数の減少は近隣住民の発生が懸念されるため、履行させないため適切でない判断。	本提案により、説明請求時に申し上げましたメンブテナンクス車両やバスの往来における安全性が向上することのみならず、北循環より交差点からバス後部までの距離が50mから85mに改善されます。北循環よりでの発生原因は、来院者やバスが病院敷地内で滞留することにより、北循環よりからの右折車が右折できないまま滞留することが原因です。よって、本提案はその点において非常に有効な提案です。
					一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	掘削シミュレーションは工事に於いて通常実施する一般的な内容。	掘削シミュレーションは工事機械及び工法による掘削を詳細に予測する独自技術が一般的な内容のことですが、具体的にどのようない工事で実施されているのか事例をお示しください。
					掘削直前の掘削は発生出来ない可能性はあるため、履行されない恐れがあると判断（評価対象外）	同定	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価欄につき入力説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。

項目名	様式	評価項目	株式会社JV提案項目	工事ご担当職評価		苦情申立て内容および措置
				口頭による説明	説明請求回答書による説明	
				評価点		
				0	一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				0	一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。
				0	一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。
				0	一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。
				0	一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。
				-	病院職員や市広域圏などの能力が必要な提案は、履行されない恐れがあると判断（評価対象外） 同左	説明回答いただきましたが、全く回答になっておらず、納得できません。また、評価軸につき記入し説明書やガイドラインにて具体的に記載する必要があります。